

## 甲賀広域行政組合衛生センター維持管理計画書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第5項による維持管理に関する計画並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5による一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準により、ごみ処理施設の維持管理は以下のように計画します。

### 1 維持管理及び保守点検

- ・施設の補修は状況に応じて行い、施設全体の定期点検整備は年2回行う。
- ・年2回の点検整備の炉停止期間に合わせて各設備の部分改修を行う。
- ・各機械設備の日常点検を実施し、記録する。

### 2 安全衛生管理

施設での公害等を防止するため、安全衛生に関わる各種法令（大気汚染防止法、ダイオキシン類特別措置法、廃棄物処理法、騒音・振動規制法、悪臭防止法、労働安全衛生法）を遵守し、周辺地域及び従業者の安全と快適な環境の形成を促進する。

### 3 維持管理の記録

施設及び各機械設備の維持管理に関する点検、検査及び措置の記録を作成し、3年間保存する。

### 4 排ガス管理基準値

生活環境上支障が生じないよう施設周辺地域と協定した管理基準値で、下表に定める。

項目	管理基準値	(参考) 法基準値
ばいじん	0.02 g/m <sup>3</sup> N 以下	0.15 g/m <sup>3</sup> N 以下
硫黄酸化物	50 ppm 以下	K 値=17.5(概ね 2,500 ppm 以下)
窒素酸化物	125 ppm 以下	250 ppm 以下
塩化水素	70 ppm 以下	430 ppm 以下
ダイオキシン類	3 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下	5 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下

※塩化水素の基準値は 700mg/m<sup>3</sup>N を ppm に換算した値です。

## 5 排ガス、施設内排水の測定・記録

- ・排ガス等に含まれるダイオキシン類の濃度については1年に1度測定するとともに記録を作成する。
- ・排ガスに含まれるばいじん、硫黄酸化物の濃度については6ヶ月に1度(年2回)測定するとともに記録を作成する。
- ・排ガスに含まれる塩化水素、窒素酸化物の濃度については2ヶ月に1度(年6回)測定するとともに記録を作成する。
- ・排ガスに含まれる一酸化炭素の濃度については連続的に測定するとともに記録を作成する。
- ・排ガスに含まれる水銀の濃度については4ヶ月に1度(年3回)測定するとともに記録を作成する。
- ・施設内排水は生活雑排水を含めクローズドシステムにつき施設外への放流はないため水質測定は行わない。

## 6 処理工程及び各測定位置における基幹設備

